

鳥栖市立田代小学校

いじめ防止基本方針

平成29年6月

(令和7年7月改訂)

鳥栖市立田代小学校いじめ防止基本方針

1 策定の意義

いじめは人権の侵害であり、児童の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではない。

そのため、いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるとの認識をもち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

このことから、本校ではいじめ防止対策推進法（以下「法」）第13条の規定に基づき、国のいじめ防止等のための基本方針、佐賀県いじめ防止基本方針、鳥栖市いじめ防止基本方針を参酌し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、鳥栖市立田代小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」）を策定し、①いじめの未然防止 ②いじめの早期発見・早期対応 ③いじめの再発防止の取り組みを充実させ、保護者・地域、関係機関等と連携して取り組む。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法 第2条）

- 「いじめは、どの子にも、どの学級にも起こり得る」という認識を常にもち、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、未然防止に取り組む。
- いじめの防止は、すべての児童が安全、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめ防止等の対策は、学校・保護者・地域など大人がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力して取り組む。

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

- (1) 指導部「心づくり部」を設置し、いじめ未然防止のための取り組みや豊かな心を育むための取り組みを企画・立案する。
- (2) いじめ防止対策委員会の設置と役割
 - いじめの防止等に関する対策や措置を学校の中核となって実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を置く。
委員：校長（委員長） 教頭 教務主任 生徒指導主任 当該学年主任学級担任
 - 事案の状況等必要に応じ、校長の求めにより、校長が必要と認める外部委員を含めた拡大対策委員会を開催する。
- (3) 未然防止の対応、及びいじめ覚知後の対応
 - いじめの未然防止については、学校の基本方針にそって学年と関係校務分掌が連携をしながら学校全体として取り組む。
 - いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校の危機管理マニュアルにそって、必要な組織を開催し、速やかに対応する。

4 いじめの未然防止の取り組み

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

また、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

(1) 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身に付けさせるため、学校の教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取り組みを行う。

(2) いじめ防止強化月間の設定

毎年12月を「いじめ防止強化月間」に設定し、いじめ防止に関する取り組みを行う。

(3) インターネットを通じて行われるいじめの防止の取り組み

情報モラルに関する職員のための研修会を実施し、指導法の改善・充実・共通理解を図るとともに、児童の状況に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

(4) 家庭・地域・関係機関が一体となった取り組み

学校便りやPTA運営委員会、学校運営協議会等を通じて、いじめが児童の心身に及ぼす影響や、一体となっていじめを防止することの重要性など、いじめの問題の理解を深めるための啓発活動を行う。

(5) 教職員の言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

5 いじめの早期発見の取り組み

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気付きにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

以下の取り組みを柱にいじめの早期発見に努め、児童・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 相談体制の整備

① 担任による面談

毎月のアンケート結果から、気になる記述があった場合は個人面談を行い、学校、保護者、スクールカウンセラー等と情報を共有し、適切に対応する。

② スクールカウンセラーによる面談

スクールカウンセラーによる面談の日程を児童・保護者に事前に周知する。

③ 相談窓口の充実

学校のホームページ上にメールアドレスや電話番号を掲載する。相談を受けた者は、直ちに管理職に報告し、校長は速やかに対策委員会を開催し対応する。

(2) いじめに関するアンケート調査

① 県の標準様式アンケートを年に2回行う。

② 毎月10日「いじめ・いのちを考える日」には、アンケート調査や教育相談の実施等により児童が相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

6 いじめ事案への対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することによって被害児童を守り、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を目的とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

通報や相談等により、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、直ちに対策委員会を開き、聞き取り調査等を行うとともに、速やかに教育委員会に第1報を行う。

② いじめの認知

いじめの定義に従いいじめを認知した場合は、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対してはその児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、人格の成長を旨として教育的配慮の下毅然とした態度で指導する。また、必要があると認めるときは、教室以外の場所で学習を行わせるなど必要な措置を行う。

認知後1週間を目途に教育委員会にいじめ第2報を行う。なお、認知したいじめがすでに終息したものであれば、学年主任や担任等により被害へのケア、加害児童への指導等を行い、管理職へその内容を報告する。

(2) 重大事態への対応

法第28条第1項にあるように「重大事態」とは以下のことをいう。

- ・児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに、指導を受けながら事実関係を明確にし、対策を講じる。いじめ等対策拡大委員会も随時開催し報告する。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。また、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

7 いじめ再発防止の取り組み

被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な処置により一定の解決を図った後、3か月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合は、教育委員会へ報告する。

8 職員研修

4月・・・基本方針の周知、対応等についての研修会 等

8月・・・いじめへの対応力向上を図る研修会、情報モラル研修会、事例研修会 等

3月・・・いじめ防止等の取り組みの課題、次年度の取り組みについての研修会 等

平成26年8月

平成27年2月改

平成29年5月改

令和7年7月改